

大分県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継 対策シート

建設業編



円滑に事業を引き継ぐために —おさえておきたい基礎知識—

事業承継は、企業の未来を築く重要なステップであり、円滑な経営の引き継ぎを実現するためには、適切な手続きを踏むことが不可欠です。しかし、手続きや準備が不十分な場合、思わぬトラブルや許可の失効、工事の中止、営業停止といった深刻なリスクが生じることがあります。

特に建設業においては、建設業法に基づく許可の更新や技術者の配置、経営事項審査（経審）への対応など、業界特有の法的要件が多岐にわたります。事業承継時には、これらの要件を正確に把握し、各種手続きを迅速に進めることが重要です。例えば、許認可の名義変更を怠ると、事業が無許可状態となり、営業停止のリスクが高まります。加えて、技術者の資格や経審の準備が不十分であると、公共工事の入札から外される可能性もあります。

このパンフレットでは、建設業に特化した事業承継の手続きや注意すべきポイントを解説しています。特に、許可や技術者資格の重要性について詳しく触れ、事業承継を円滑に進めるための指針を示しています。また、最後に事業承継の進行を確認するためのチェックリストもご用意していますので、実際の手続きにお役立てください。

建設業とは

以下の29業種の建設工事の完成を請け負う営業を言います（建設工事の請負契約）。

29種 土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、塗装、防水、内装仕上、解体、機械器具設置、熱絶縁、造園など。

建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約を言います。

建設業の許可

建設業を営もうとする者は、建設業法第3条により許可を受けなければなりません（軽微な建設工事のみを請け負う者は除く）。

軽微な建設工事とは、工事1件の請負代金（税込）の額が1,500万円に満たない建設一式工事、または、延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事や、その他500万円に満たない建設工事を言います。

許可がないと…

- ・軽微な建設工事しか請け負えません。
- ・金融機関の与信や対外的な信用度への影響が懸念されます。
- ・公共工事を受注することが出来ません（経審申請や自治体等への入札資格申請が出来ません）。

建設業許可 事業承継対策のチェックリスト

事業承継は、会社の将来を左右する大切なプロセスであり、特に建設業では、許可や資格、契約に関する多くの法的手続きが関わってきます。このチェックリストでは、事業承継を円滑に進めるため

に必要な手続きを網羅し、それぞれの手続きが「いつまでに」「誰が」「誰に頼んで」進めるべきかを明確にしています。

項目	期限	担当者	依頼先
1 建設業許可に係る申請（承継）※承継者及び相続人が許可要件等を備えていることが必要			
① 認可申請（地位の承継）	承継日（効力発生日）の概ね3か月前に事前申請	新旧事業主、譲渡人及び譲受人等	行政書士
② 認可申請（相続）	相続発生後30日以内	新事業主（相続人）	行政書士
③ 新規許可申請（廃業／新規）（注）	・許可日の30日前に申請 ・入札参加資格の承継を希望する場合は、少なくとも60日前	新事業主または新法人代表者	行政書士
2 建設業許可に係る変更（承継）※同一法人内の人的承継等			
① 役員等（取締役等）	変更日から30日以内	法人代表者	行政書士・司法書士（登記）
② 経営業務の管理責任者等（経管）の変更	変更日から2週間以内	事業主または法人代表者	行政書士
③ 営業所の専任技術者（専技）の変更	変更日から2週間以内	事業主または法人代表者	行政書士
④ 決算報告（建設業法11条変更届）	決算日から4ヶ月以内	事業主または法人代表者 経理担当者	行政書士
⑤ 経営事項審査（経審）の申請	決算日から5ヶ月目	事業主または法人代表者 経理担当者	行政書士
3 株式譲渡による事業承継※譲渡制限株式（非公開会社）の一般的な手続き			
① 株式譲渡の承認の請求	—	株主	税理士、行政書士、司法書士
② 株式譲渡の承認機関の承認及び通知	承認請求の日から2週間以内	法人代表者	税理士、行政書士、司法書士
③ 株式譲渡契約の締結	—	譲渡人、譲受人	税理士、行政書士、司法書士
④ 株主名簿の書換	契約後速やかに	譲受人（新株主）	税理士、行政書士、司法書士
⑤ 株式譲渡所得の申告	譲渡した日の属する年の翌年の2月16日から3月15日（確定申告）	譲渡人	税理士
4 雇用保険被保険者資格取得届	資格取得年月日の属する月の翌月10日以内	新事業主または法人代表者 労務担当者	社会保険労務士
5 社会保険被保険者資格取得届	事実発生日から5日以内	新事業主または法人代表者 労務担当者	社会保険労務士
6 建設機械や車輌のリース契約の更新と引き継ぎ	承継後速やかに	新事業主または法人代表者 管理担当者	リース会社等

(注) 事前の譲渡認可申請を受けずに、廃業後に承継者が新規認可申請した場合、申請から許可までの間は、無許可の空白期間となる。

大分県 事業承継・引継ぎ支援センター

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。

国は、公的相談窓口として、全国48カ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。

大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階

TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00 ~ 17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ：<https://www.oita-hikitsugi.go.jp>

本パンフレットに掲載している情報は、2024年12月20日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。

相談
無料

秘密
厳守

1. 建設業許可の基準



建設業の許可を受けるための基準 ((1) 経営業務の管理責任者、(2) 専任技術者、(3) 財産的基礎、誠実性、欠格要件に抵触しない) に適合する必要がある。

(1) 経営業務の管理責任者（以下、経管という）の要件

法 人	個 人
常勤（※1）の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)	本人又は支配人（※2）

～建設業に関し～

- ・経営としての経験を5年以上有する者（取締役など）
- ・経管に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として、経営業務を管理した経験を有する者・・・5年
- ・経管に準ずる地位にある者として経管を補佐する業務に従事した経験を6年以上有する者（執行役や専従者など）

上記の3要件のほか、2年以上の役員経験でも、補佐する者（財務管理、労務管理、業務運営について5年以上の建設業の業務経験を有する者）を配置することで要件を満たす場合がある。（※3）

（※1）「常勤」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいう。

（※2）「支配人」とは、事業主（会社）に代わってその営業（事業）に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する人をいう。本人以外が支配人として経管の要件を満たすためには法務局への登記が必要である。

（※3）個別の判断として各許可行政庁へ事前に確認する必要がある。

(2) 専任技術者（以下、専技という）の要件

【一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件】

営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した技術者を「専任」で配置することが必要（建設業法第7条第2号）。

- ・一定の国家資格（※1）を有する者
- ・指定学科を卒業後に実務経験（※2）を有する者…[例：大学または高等専門学校+3年以上の実務経験
例：高等学校、専門学校または中等教育学校+5年以上の実務経験]
- ・10年以上の実務経験を有する者

（※1）土木施工管理技士や建築士、技能検定合格者（1級とび作業等）

（※2）実務経験とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する職務経験です。ただ単に、建設工事の雑務のみの経験年数についても含まれません。

「専任」って？

営業所に“常勤”して“専ら”その職務に従事すること。非常勤職員や他社などの資格者の名義貸しなどは認められません。経管と兼任することは可能です。

(3) 財産的基礎、健全な経営の維持と誠実性の確保、欠格要件に抵触しないこと

事業承継後の財務状況の健全性を保つことは、建設業において非常に重要です。特に、公共工事における経審に影響を与えるため、自己資本（財産的基礎）だけでなく財務状況を慎重に確認し、健全な経営を維持するための準備を行う必要があります。

誠実性では、請負契約に関して不正または不誠実な行為をする恐れがないことを示さなければなりません。

欠格要件とは、資格を与える上でふさわしくないとされる行動や事柄のことです。例えば、破産者で復権を得ないもの等です。

2. 事業承継のパターン



- ① 個人事業主 ⇒ 相続人 (相続承継※)
- ② 個人事業主 ⇒ 個人事業主 (親から子へなど)
- ③ 個人事業主 ⇒ 法人成 (廃業／新規)
- ④ 法人 ⇒ 第三者法人 (事業譲渡、合併、分割など)
- ⑤ 法人 ⇒ 代表者等の交代 (親族承継・社内承継)

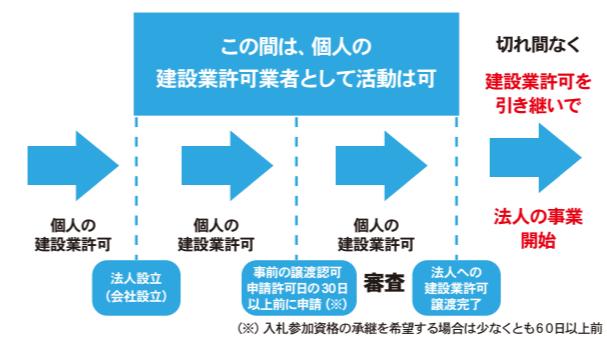
①～④はそれぞれ認可申請の対象となります。

いずれも、“経管”“専技”“誠実性”“財産的基礎”“欠格要件に抵触しない”などの基準を満たす必要があります。

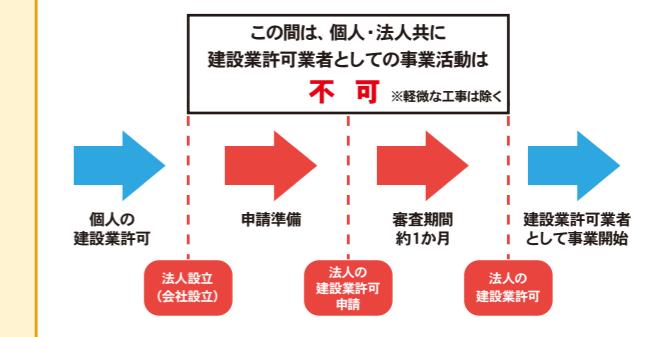
（※）死亡後30日以内に申請。

法人成の時点で事前に認可申請をすれば、空白期間なく許可を引き継げるようになりました。

事前の譲渡認可申請での建設業許可の流れ



事前に譲渡申請しない流れ



コラム～書類審査のハードル～

技術や経験もあり、施工上も問題ない方であっても、建設業許可申請の際には、様々な書面を提出したり提示することで許可要件を満たすことを証明する必要があります。

建設業法では、請負契約は書面で締結することを定めていますが、請負契約が口頭のみで契約書や注文書がない場合は、建設業に関する経験を証明する

ために、施主様から「施工証明書」という書面をもらう必要があります。また、個人事業主の場合は、所得証明書や確定申告書なども5年分以上が必要となるため、証明書類の準備や取得が困難で、申請を断念するケースもありますので注意する必要があります。



監修行政書士からのアドバイス

経営業務の管理責任者や専任技術者の選出には早めの対策を

個人、法人を問わず、「そろそろ事業承継を考えたい」「息子に引き継ぎ引退したい」などの相談を受けます。建設業許可の要件である経営業務の管理責任者いわゆる“経管”は、5年以上の役員経験などが必要なため、法人であれば後継者の役員就任（登記）や個人であれば支配人登記、専従者での申告など、“経管”としての要件を満たせるよう早めの対策が必要です。急に“経管”である代表者が亡くなった場合や専任技術者（専技）の退職などは、要件を満たす“経管”や“専技”不在となり、工事の中止や許可の取り消しなどの他、最悪の場合、許可業者としては廃業を選択せざるを得なくなりますのでご注意下さい。



濱田行政書士事務所
相続の森
濱田 建二（行政書士）